

## 議員政治倫理条例について（関係企業の契約への関与禁止）

### 1 他市の規定状況

- ・ 鈴鹿市
- ・ 伊賀市
- ・ 鳥羽市

### 2 他市の規定内容

鈴鹿市・伊賀市・鳥羽市 議員政治倫理条例より（3市同一）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第92条の2の趣旨に従い、議員の親族若しくは議員自身が役員をしている企業、団体又は議員の親族が経営に携わっている個人商店の契約等に関し、一切の関与をしないこと。

### ○ 参考

地方自治法（昭和22年法律第67号）第92条の2

普通地方公共団体の議会の議員は、当該普通地方公共団体に対し請負をする者及びその支配人又は主として同一の行為をする法人の無限責任社員、取締役、執行役、若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人たることができない。